## **News Letter**



ニュースレター

2018年10月11日

## 「めいぎん遺言代用信託」の取扱い開始について

名古屋銀行(頭取 藤原 一朗)は、2019年2月8日(金)より、みずほ信託銀行株式会社の信託代理店として、合同運用指定金銭信託(遺言代用型)「めいぎん遺言代用信託」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

なお、合同運用指定金銭信託(遺言代用型)の取扱いは、愛知県に本店を置く地方銀行で初めてとなります。

「めいぎん遺言代用信託」をお申込みいただくと、相続発生時に遺言書等によらず簡便な手続きでご家族等にスムーズに金銭を引渡すことができます。

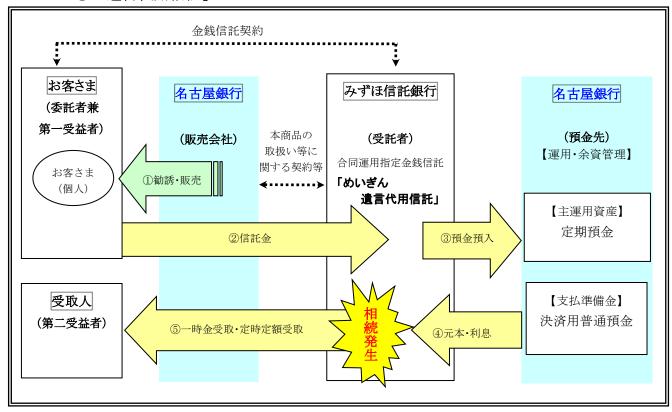
当行は、今後もお客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい 商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

## 「めいぎん遺言代用信託」の概要

一切いさん退言代用信託」の概要			
	項目		内容
商	品	名	合同運用指定金銭信託(遺言代用型)「めいぎん遺言代用信託」
対		象	個人のお客さま (委託者兼第一受益者)
受	託	者	みずほ信託銀行株式会社
受	取	人	推定相続人の中から最大4名まで指定可能(第二受益者)
運	用 方	法	主に当行定期預金(一部は当行の決済用預金)
信	託 期	間	5 年以上 30 年以内
申	込 金	額	100 万円以上 3,000 万円以内(1 万円単位)
取	扱 手 数	料	信託金額の 2% (税別)
支	払 方	法	信託設定時、お客さまに受取人の受取方法、受取期間、受取割合を指定いただきます。
			以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択してください。
			1.一時金受取
			$2$ .定時定額受取:年 $1$ 回または年 $2$ 回で $1\sim10$ 年以内で選択
			※受取口座は当行本支店口座を指定していただきます。
元	本 補 填	等	運用対象は当行定期預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品です。
取	扱	店	全店(東京支店とインターネット支店は除きます。)
収	扱	冱	至店(東京文店とインターイツト文店は除さます。)

## 「めいぎん遺言代用信託」スキーム



- ① 名古屋銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)として、名古屋銀行のお客さまに「めいぎん遺言代用信託」を販売します。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定します。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に名古屋銀行の定期預金にて運用します。
- ④ 設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算します。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取ります。(一時金/定時定額)